

牟田事務所 許可通信

<http://doricome21.la.cocacn.jp/assurance.html>

2017.08

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ ～建設業経理事務士検定試験への挑戦～

建設業振興基金が実施する「建設業の経理に関する試験」は、4・3級の「建設業経理事務士検定試験」と、経営事項審査の加点対象になる2・1級の「建設業経理士検定試験」の2つがあります。今回は建設業経理事務士検定試験についてご紹介します。

建設業経理事務士 検定試験 4級

通常検定の検定試験と、対策講習付きの検定である特別研修があります。

検定試験は76.54%に対し、特別研修は98.32%です。

ただし特別研修は検定料に講習料が加わりますので少しお値段高めです。

建設業経理事務士 検定試験 3級

4級同様に、検定試験と、特別研修があり、受験資格は4級に合格者であること。

※4級と3級は同時申し込みが可能です、4級が不合格の場合には3級の受講料は返金してもらうことができます。

建設業許可を取得するうえで必要とされる資格は、実務経験や学歴などシロウトでは手が出ないものが多くあります。現場に出ながら資格取得にうちこむ職人さんも営業さんを横目に、**なんだか肩身が狭い事務員さんは必見です！**事務所から現場を見返すチャンス！

時間外労働の自主規制 ～「新国立競技場問題を受けて」と言うけれど…～

建設業は、「働き方改革実行計画」の時間外規制について5年の猶予期間を設けていますが、日建連は、新国立競技場問題（建設工事の下請け会社の新入社員が過労自殺）を受け9月から時間外労働の自主規制を前倒し試行することにしました。

今回の対応は、5年の猶予期間を待たず、前倒して9月から時間外労働の上限を自主的に設け、段階的にその上限を引き下げていくと言うことです。会員企業140社を対象というのですが、会員企業もですが、実際に現場作業にあたる下請会社（協力会社）の時間管理はどうするのでしょうか。人は不足しています。その中で工期・価格、そうです工期は絶対です。方法は、元請さんの責任ではないのでしょうか！ つぶやき、ぼやき

★運送業★ ～流行りの「生産性向上」が運送業に～ ～かけもち～



自動車運送業の担い手を確保するとともに、人流・物流サービスの持続可能性を確保するため、従来の自動車運送業の縦割りにとらわれず、乗合バスについては全国で、貸切バス、タクシー、トラックについては過疎地域等において、旅客運送と貨物運送の事業の「かけもち」を可能とするとした。

1. 旅客自動車運送事業者がバスやタクシーを用いて貨物を運送する場合

2. 貨物自動車運送事業者がトラックを用いて旅客を運送する場合

上記それぞれについて、最低車両台数や積載できる貨物の上限などの許可基準を設け、併せて、同一事業者が旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業を兼業する場合において、運行管理者や補助者の兼務を可能とし、その要件を整理する。

これにより **同一の車両・運転者・運行管理者等で人と物の輸送サービスを提供できる** ようにします。

自動車運送業の生産性向上プラン

国土交通省
参考資料1

□ 自動車運送業の担い手不足と人口減少に伴う輸送需要の減少により、過疎地域等において人流・物流サービスの持続可能性の確保が深刻な課題となっている。

➡ 自動車運送事業者が旅客又は貨物の運送に特化してきた従来のあり方を転換し、サービスの「かけもち」を可能とする。

現 状	活用円滑化案	
<p>【乗合バス】</p> <p>350kg未満の荷物を運ぶことが可能 (道路運送法第82条)</p>	<p>【乗合バス】</p> <p>350kg以上の荷物を運ぶことを可能とする (貨物自動車運送事業の許可を取得) ※350kg未満の荷物を運ぶ場合は、今まで通り許可不要</p>	<p>【タクシー】</p> <p>荷物を運ぶことを可能とする (貨物自動車運送事業の許可を取得) ※過疎地域に限る</p>
<p>【貸切バス・タクシー】</p> <p>旅客運送に特化</p>	<p>【貸切バス】</p> <p>荷物を運ぶことを可能とする (貨物自動車運送事業の許可を取得) ※過疎地域に限る</p>	<p>【トラック】</p> <p>人を運ぶことを可能とする (旅客自動車運送事業の許可を取得) ※過疎地域に限る</p>
<p>【<u>自家用有償旅客運送者</u>】</p> <p>自家用有償旅客運送者が自家用自動車で350kg未満の荷物を運ぶことが可能 (道路運送法第78条第3号の許可を取得) ※過疎地域に限る</p>		

変更点は現状過疎地域においてトラックによる旅客の有償運送を可能とするとしているが、業界全体として人手不足は深刻であるため、今後の動向にも注意していきます。

★産業廃棄物★

6月9日に成立した改正廃棄物処理法。

今月は改正点のうちのひとつ雑品スクラップ対策について詳しく見ていきます。

<改正の背景>

鉛等の有害物質を含む、電気電子機器等のスクラップ（雑品スクラップ）等が、環境保全措置が十分に講じられないまま、破碎や保管されることにより、火災の発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が生じており、対応の強化が必要となっています。

<法律案の概要>

人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）について、「これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への届出」「処理基準の遵守等の義務付け」「処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加等の措置」



雑品スクラップとは、家電やOA機器、工業機器等のスクラップのことですが、これらには、銅、真鍮、鉄、プラスチックなど、様々な物質が含まれています。銅、真鍮は貴重な金属資源ですので、雑品スクラップは廃棄物としてではなく、「有価物」として取り扱われることがあります。しかし、中にはカドミウムやクロムなど有害であるものも少なくありません。

家電リサイクル法の対象品目に関しては、「買い取られている場合でも、それ以降の処理が野放図に扱われているような場合は、廃棄物とみなす」旨の通知を发出し対応してきました。しかし、家電リサイクル法対象物以外の「雑品」については、その判断が不明確で、自治体や輸出入

に携わる担当者も見解に相違が生じています。

このような不明確な部分を明確にするために規定されたのが、第17条の2（有害使用済機器の保管等）という新たな条文です。

この条文、「廃棄物」は対象外であり「有価物」が対象ということになります。

そして、これらを**保管する者は知事への届出が必要**になります。今後、省令により詳細が規定されることとなりますが、おそらく、廃棄物にかけられているような**「保管基準」や「命令」と同様の規制**が行われていくと思われます。

この改正によって「有価物である雑品スクラップ」が廃棄物処理法の規制の対象となり、より適切に取り締まられていくこととなります。

私の家の近所にも「不要になったもの引き取ります」と大きく看板を掲げ、様々なものが雑多に積まれた空き地があります。常々、違法性が高いと思っておりましたが、なかなか改善されないところを見ると行政も判断に困っているのかな？と思っていました。この改正法が施行されれば行政も動きやすくなると思うと一安心です。



運送業に限らずトラックがある事業所さま 準中型免許のおさらい

あなたの免許で運転できる車両は？

取得期間	免許の区分	車両総重量	最大積載量	登乗定員
平成 19 年 6 月 1 日まで	普通自動車	8 トン未満	5 トン未満	10 人以下
	大型自動車	8 トン以上	5 トン以上	11 人以上
平成 29 年 3 月 11 日まで	普通自動車	5 トン未満	3 トン未満	10 人以下
	中型自動車	11 トン未満	6.5 トン未満	29 人以下
	大型自動車	11 トン以上	6.5 トン以上	30 人以上
平成 29 年 3 月 11 日以降	普通自動車	3.5 トン未満	2 トン未満	10 人以下
	準中型自動車	7.5 トン未満	4.5 トン未満	10 人以下
	中型自動車	11 トン未満	6.5 トン未満	29 人以下
	大型自動車	11 トン以上	6.5 トン以上	30 人以上

車両総重量も確認しましょう

若手&新卒採用を検討の企業様へ重要なお知らせ

・準中型免許の受験資格

準中型は普通免許なしで取得できます、教習では最短 17 日（普通は 15 日）です。
以前は、普通免許取得後、中型は 2 年以上、大型は 3 年以上経過していないと取得できませんでしたが、いきなり取得 OK は運送業界人手不足が影響しているかもしれません。

・初心者運転期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには 1 年間初心者マークをつけなければなりません。 運送屋が若葉マーク？ いえいえ緑ナンバーに限りません。
運送屋さんに限らず、建材を運ぶ建築・土木業者様、廃棄物を運ぶ産廃業者様もご注意ください。

他の運送屋はまだそんなことやってないし…と思われた事業所様、
先手を打ってお取引先様に国交省の通達をお送りするのも良いかもしれません。

「わが社はコンプライアンス重視です」企業アピールにつながります。

なにより新人さんを守ることができるのではないのでしょうか？

2 週間の相乗りあとは 1 人で自走、不安いっぱいの若手ドライバー、若葉マークがあるから事故や商品壊してよい理由にはなりません、安心感は間違いのほうです。

準中型・中型免許、限定解除、大型・けん引運転免許取得の助成金

人手不足もあり、会社が費用を負担して中型・大型等運転免許取得してもらうことがあると思います。トラック協会や人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金)の助成制度が活用できます。トラック協会は指定教習所が決まっていますので、事前確認が必要です。